

ご遺族手続き支援コーナー



身近な方が亡くなられた後の市役所で必要な手続きをサポートします。

■ 事前予約制

電話予約をしてください。予約日当日に市役所内での必要な手続きがまとめてできるように、事前に調べますが、亡くなられた方によって手続きの数が異なります。

また、電話予約の際、予約日が1か月以上先になる場合があります。

※電話予約なしでの対応はできませんのでご了承ください。

■ 専用コーナーで手続き

ご遺族の負担がなるべく少なくなるようにお手伝いいたします。手続き毎に担当職員がコーナーに来るので移動せずに手続きができます。内容によってはコーナーで手続きができないものもありますが、責任をもって担当課までご案内いたします。

ご利用の流れ

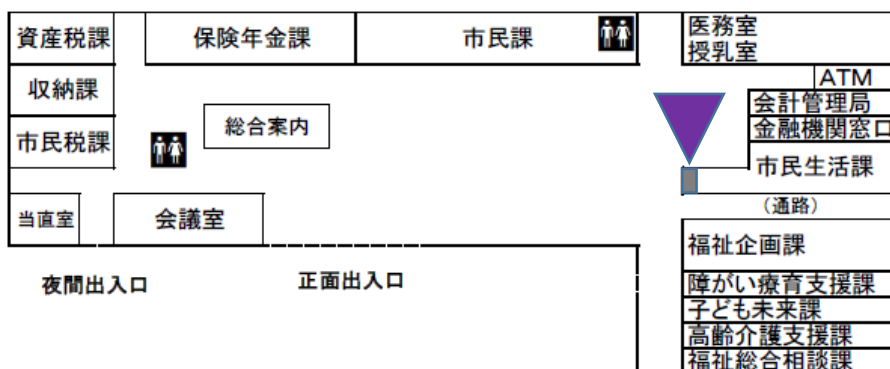
1 電話で予約

☎ 0544-22-1135 受付 8:30～17:15 (平日)

2 持ち物を準備

紛失したり、探しても見つからない場合は、予約日当日に相談してください。

3 予約日に市役所1階ご遺族手続き支援コーナーへ



【利用時間】

9:00～12:00

13:00～17:00

※平日のみ

持 ち 物

ご 遺 族 の 方

| | |
|---|---|
| 1 | <input type="checkbox"/> 本人確認書類 ・顔写真付きのもの1点 マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、パスポートなど ・顔写真がない場合は2点 被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など |
| 2 | <input type="checkbox"/> 預貯金通帳（相続人代表、年金請求者、喪主※1、口座振替を希望する通帳※2） ※1 葬祭費のお手続きをコーナーで希望する場合 ※2 税金などの口座振替を、亡くなった方の通帳から変更する場合 <input type="checkbox"/> 口座届出印 税金などの口座振替を、亡くなった方の通帳から変更する場合 |
| 3 | <input type="checkbox"/> 会葬礼状、葬祭の領収書など（葬祭を行ったことや喪主が確認できるもの） ※葬祭費のお手続きをコーナーで希望する場合（送付された申請書もお持ち下さい。） |

亡 く な っ た 方

| | |
|----|--|
| 1 | <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード マイナンバーカードや通知カードは相続のお手続きが終わるまで保管しておいてください。 |
| 2 | <input type="checkbox"/> 印鑑登録証 |
| 3 | <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、各種認定証（限度額認定証など） <input type="checkbox"/> 加入者全員の被保険者証 ※世帯主が死亡して、同じ世帯に国民健康保険加入者がいる場合 |
| 4 | <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証 |
| 5 | <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 |
| 6 | <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 |
| 7 | <input type="checkbox"/> 重度障害者（児）医療費助成金受給者証、高齢期移行者医療費受給者証 |
| 8 | <input type="checkbox"/> 市税の通知書番号がわかるもの（納税通知書など） |
| 9 | <input type="checkbox"/> 預貯金通帳と口座届出印（市税の口座振替の登録がある場合） |
| 10 | <input type="checkbox"/> 原動機付自転車のナンバープレート、原動機付自転車小型特殊自動車標識交付証明書 |
| 11 | <input type="checkbox"/> 愛犬手帳 |
| 12 | <input type="checkbox"/> 市営墓地使用許可書 |
| 13 | <input type="checkbox"/> 水栓番号が記載された水道の通知 |
| 14 | <input type="checkbox"/> 宮タク会員証、富士宮市公共交通補助券 |
| 15 | <input type="checkbox"/> 年金手帳、年金証書など、基礎年金番号がわかるもの ※年金事務所でやる方は不要 先に最寄りの年金事務所にお問い合わせください。富士年金事務所 0545-61-1900 予約受付専用電話 0570-05-4890 |

※相続人代表が法定相続人ではなく、遺言書によって相続人となった場合は、遺言書（公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言（検認済））をお持ちください。